

令和元年度

# 菊陽町定期監査結果報告書

令和2年2月

菊陽町監査委員



# 令和元年度菊陽町定期監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和元年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により報告します。

令和2年2月7日

菊陽町監査委員 橋本 輝也

菊陽町監査委員 那須 真理子



## 第1 監査の概要

### 1. 監査の対象

- (1) 令和元年度一般会計及び各特別会計に関する予算及び事務事業の執行状況
- (2) 令和元年度下水道事業会計に関する予算及び事務事業の執行状況
- (3) 財産及び備品等の管理状況
- (4) 事務処理全般の帳簿・証憑等の整理状況

### 2. 監査実施期日

令和元年10月30日から令和元年11月20日までのうち11日間

実施年月日		監査実施対象機関名
10月30日	水	環境生活課、人権教育・啓発課、町民課
11月5日	火	施設整備課、下水道課
11月6日	水	菊陽中学校、菊陽中部小学校、生涯学習課、中央公民館
11月8日	金	建設課、図書館、西部支所
11月11日	月	税務課、介護保険課、農業委員会
11月12日	火	総合政策課、商工振興課、学務課
11月13日	水	健康・保険課
11月14日	木	都市計画課、福祉課
11月15日	金	農政課、総務課
11月19日	火	財政課、子育て支援課
11月20日	水	会計課、議会事務局、監査事務局

### 3. 監査の実施場所

#### ・書類監査

菊陽町役場別館監査委員室及び各出先機関施設内会議室等

## 第2 監査の方法及び結果

### 1. 監査の方法

監査は、地方自治法第2条第2項に定める本町事務事業の執行と管理・運営が、同法第199条第3項を念頭に、その当該年度予算が合法的で適正かつ効率的に執行されているかを、下記(1)監査の着眼点、(2)各課の実施機関別提出書類に基づき、担当課長をはじめとする関係職員に説明を求め、必要に応じ関係書類を確認する方法にて監査を実施した。

### 記

#### (1) 監査の着眼点

- ① 財政の収支均衡と健全性維持のもと、歳入歳出予算の執行が適正に行われているか。
- ② 経費が予算の目的に従い、効率的・効果的に執行されているか。
- ③ 施設及び備品の管理は適正に行われているか。
- ④ 物品購入、委託業務及び工事請負等に関する事務手続きは適正に行われているか。

#### (2) 実施機関別提出書類

- ① 令和元年度定期監査調書
- ② 予算及び事業の執行状況に関する簿冊
- ③ 契約書等の整理簿冊
- ④ 収入に関する整理簿冊
- ⑤ 財産及び物品の管理状況に関する簿冊
- ⑥ 各係の事務に関する書類
- ⑦ 令和元年度の各種団体等への補助金交付に関する書類
- ⑧ 各種会議録
- ⑨ 出張・復命に関する書類
- ⑩ 小・中学校の実験用薬品等の保管状況
- ⑪ 保育所、小・中学校等の防犯体制関係書類
- ⑫ 保育所、小学校、公園等の遊具点検関係書類
- ⑬ その他の必要書類

また、下水道事業含む各課の分掌事務については、その執行事務の重要性や相対的危険性を評価するため、定期監査調査（当初予算現額、収入・支出済額、構成比、補正額、対前年度比較額、収入・支出率等の一覧表）の提出を求め、それに基づき可能な限り関係書類について「標準町村監査基準」第23条に基づいた実施手続（照合、実査、質問、確認等）に則した監査を行っている。

なお、監査にあたっては、可能な限り関係書類の閲覧、照合等が行えるよう、事務執行内容が類似する小・中学校、保育所及び西部支所をはじめとした出先機関は、次に示す「監査ローテーション計画」を策定し監査を行っている。

「監査ローテーション計画」

監査の基準		令和2年度 定期監査予定	令和3年度 定期監査予定
中学校2校	1校/年	武蔵ヶ丘中	-
小学校6校	1~2校/年	武蔵ヶ丘小	菊陽南小
		-	-
保育所2園	1園程度/年	-	なかよし園
町の出先 機関9施設	1~2施設/年	三里木町民C	南部町民C
		図書館	東部町民C

『C』は『センター』の略称 『CC』は『コミュニティセンター』の略称

## 2. 監査の結果

今回の定期監査については、前年度決算審査や例月出納検査調書との整合性等も念頭に置き監査を行っている。

各事業の財務に関する事務執行及び経営事業管理は関係法令に従い、概ね適正に処理されているものと認められた。また、地方公営企業法適用の下水道事業についても各事業運営に関する財務及び経営・管理については概ね適正に処理されているものと認められた。

また、監査に際し軽微な指摘・改善事項については、その都度、口頭での是正・改善等適切な処理が行われるよう意見を述べている。

今後の予算の執行にあたっては、国の経済再生と財政健全化等の諸方策等で厳しい財政運営が想定されるが、「地方自治法等の一部を改正する法律」が成立し、令和2年4月1日（一部は令和元年4月1日）の施行となっており、地方公共団体等における内部統制並びに組織及び運営の合理化が促進されるため、今後の行政運営に大きな影響があることが想定される。

従って、各課においても現在及び今後の事務処理執行に対し、懸念事項、検討事項や改善事項がないか再検証し、地方自治体の目的である「住民福祉の増進」に努めていただくようお願いしたい。